

令和2年3月6日招集  
令和二年第二回村議会定例会招集挨拶

本日、令和二年第二回村議会定例会を開催しましたところ、議員各位には、大変お忙しい中、全員の出席を賜りまして、厚く御礼を申し上げます。はじめに、村政についてご報告を申し上げます。

1点目は、感染拡大の危機が高まっています「新型コロナウイルス」についてであります。急速な広がりをみせる「新型コロナウイルス」につきましては、2月1日に、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に基づく「指定感染症」に位置付けられたこと、また、本村に多くの観光客が訪れていることを踏まえ、「北塩原村新型コロナウイルス感染症対策本部」を2月3日に設置し、村及び関係機関との連携を確認するとともに、村保健センターに相談窓口を開設いたしました。

また、公共施設にアルコール消毒剤を設置したほか、裏磐梯観光協会を通じ、観光事業者の皆様に対して注意喚起を行ってまいりました。

その後、2月25日の政府が発出した「感染症対策の基本方針」等を受け、公共施設等の衛生管理の強化や村主催の会議、イベント等の「対応方針」を2月28日に決定し、対策を強化しているところです。

依然として予断を許さない状況となっており、引き続き、村を挙げて感染症対策に取り組んでまいりますので、議会の皆様のご理解とご協力をお願いします。

2点目は、小中学校の臨時休業措置についてであります。

文部科学省と福島県教育委員会からの要請を受け、村内の小学校と中学校につきまして、令和2年3月4日から3月23日まで臨時休業といたしました。

新型コロナウイルスの感染拡大の防止と児童生徒の安全と安心を最優先に考えましての臨時措置であります。

なお、卒業式につきましては、出席者の縮小や式の時間の短縮など、対策を行ったうえで実施することとしました。児童クラブにつきましては、臨時休業せずに、

保護者の負担軽減を図るため、長期休業期間と同じく、終日実施する体制としたところであります。

3点目は、暖冬、雪不足対策についてであります。

雪不足による磐梯山エリアでのスキー場への影響、暖冬による桧原湖、小野川湖、秋元湖での氷上でのワカサギ釣りが全面的に禁止されたことによる漁業協同組合、宿泊や飲食関係への影響、除雪稼働時間減少による建設会社や燃料関係、さらには、春からの農業への影響懸念など、暖冬、雪不足は、村内の経済に大きな打撃を及ぼしております。

このため、新年度におきまして、消費喚起による経済対策予算を計上し、回復を図りたい考えであります。

4点目は、裏磐梯雪まつりの開催についてであります。

雪不足により、キャンドルの点灯会場が変更・縮小となりましたが、予定どおり去る二月十五日に開催することができました。

交流自治体からは、田中良東京都杉並区長を始めとして多くの方々に来村いただきました。

また、復興ありがとうホストタウン事業で招聘しました台湾傳練堂総合芸術団から陳団長はじめとする十名による公演や黄校長をはじめとする草屯中学校の二十名の交流訪問、南相馬市から三十四名の招待など、一般参加の方々に加えまして、交流を温めてまいりました団体の方々に、冬の裏磐梯の魅力を紹介できましたことは、大きな成果であったと思っております。

5点目は、東京オリンピック聖火リレーについてであります。

来る三月二十七日には、喜多方市、東四谷入口交差点から喜多方プラザ文化センターまでの約2.3キロで聖火リレーが開催されます。

本村の清水秀俊さんが聖火ランナーとして走りますほか、さくら小と裏磐梯小の児童が、サポートランナーとして、聖火ランナーを追走いたします。

また、本村と西会津町、磐梯町が連携しての聖火ランナーの出迎えイベントを計画しているところであります。

6点目は、団体等の受賞報告についてであります。

北塩原村消防団は、この三月に消防庁長官から表彰旗を受章いたします。

また、去る一月十四日には、北塩原村スポーツ少年団が日本スポーツ少年団顕彰を受章するなど、村の団体が、全国表彰の榮譽に浴したことは大きな喜びであり、

これまでの活動された皆様、そして支えていただきました関係者の皆様に、心から敬意を表する次第であります。

#### (施政方針)

令和二年度におきましては、北塩原村の将来像を描き、村民の方々、事業者の方々、女性や若者、子どもからお年寄りまでのすべての皆様が、輝く未来に向かって、笑顔で元気に暮らせるむらづくりにまい進してまいります。

ここで、令和二年度の施政方針と行財政の運営について申し上げます。

まず、歳入予算についてであります。

村税につきましては、村民税では、村民法人税の税率改定による影響等があるものの、個人、法人全体では、6.1%の増加を見込みました。

また、軽自動車税では2.2%、入湯税では5.2%の増加をそれぞれ見込んでおります。

固定資産税につきましては、標準宅地の評価額の低下はあるものの、平成三十年度以降課税免除の終了などがあり1.0%増加しました。

村税全体では、五億四千八百万八千円を計上し、前年度対比 2.3%の増加となりました。

地方交付税につきましては、国や県の動向から、普通交付税 2.5%増をふまえ、基準財政需要額と基準財政収入額を算定しました結果、十四億三千二百七十二万四千元を計上し、前年度比 一億四千九百一十一万七千円十一. 六%の増となりました。

しかしながら、特別交付税の一部を当初予算に計上するなど、厳しい予算編成となりましたが、国県補助事業の導入や、有利な地方債の活用などにより、必要な財源の確保に努めたところであります。

歳出面につきましては、第五次総合振興計画に掲げる八つの政策分野に沿いまして、重点施策と主要な事業の概要につきましてご説明いたします。

○教育の分野では、

情報機器の導入・更新等により、学習の基盤となる情報活用能力の向上など、G I G Aスクール構想の実現に向け、I C Tを活用した学習活動の環境整備と充実を図ってまいります。

また、教科書改訂に伴います、教科書、デジタル教科書、小学校での英語指導支援員の配置など、新学習指導要領に、確実に対応してまいります。

さらに、これまで学校施設の計画的な改修を進めてまいりましたが、第一中学校の改修工事の実施により、学校施設の長寿命化対策は完了します。

生涯学習振興計画にもとづき、きたしおばら交流フェスタや会津米澤街道歴史ウォークの開催、柏木城の文化財指定に向けた取り組み、市町村対抗福島縦断駅伝大会への参加など文化・スポーツの振興を図ってまいります。

○福祉の分野では、

データヘルス事業や診療所の運営、新規事業としまして、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施等により、健康寿命の延伸を図ります。

今年度に策定いたします第二期子ども子育て支援事業計画に基づき安心な妊娠と出産、健やかな子供の成長と子育て支援、相談体制の充実を努めてまいります。

○生活の分野では、

住宅環境の整備、空き家対策、移住・定住・二地域居住の推進など、人口減少に歯止めをかける対策を講じ、公有民営方式による生活公共交通の確保生活道路の整備や除雪体制、桧原湖周遊道路の整備促進など、交通インフラの整備に努めてまいります。

また、上下水道の健全な運営と施設の長寿命化を推進してまいります。

○農林漁業の分野では、

令和2年度中の農業公社の設立を図り、持続可能な農地の保全と、農業の活性化を図

る考えであります。

地産地消の推進や観光との連携による農家所得の向上、専門員の配置による有害鳥獣対策の強化、山のみち整備など森林資源の保全と利活用を図ってまいります。

○商工観光業の分野では、

まず、深刻な暖冬、雪不足により、冷えこみました村内経済の対策としまして、プレミアム付商品券事業を拡充し、村内商工関係者とともに実施してまいります。

そして、復興期間以降を見据えた観光ビジョンとしての観光振興計画の策定を行い、観光施設整備やエコツーリズム・ヘルスツーリズム、ジオツーリズム・サイクルツーリズム、日本で最も美しい村連合活動など多彩なツーリズムを推進・支援してまいります。

また、合宿・教育旅行の誘致や2020東京オリンピックを契機として、インバウンド対策の実施、そして、雇用の確保にも引き続き取り組んでまいります。

○地域住民活動の分野では、

地域おこし協力隊の採用拡大を図り、外部の視点やキャリアの活用による村の活性化を図ります。

また、東京都杉並区を核として、千葉県市川市など交流自治体連携や、東京農業大学との連携など、自治体ネットワークを活用した、関係人口の創出に努めてまいります。そして、行政区や各種団体など村に根ざした活動の支援、地域間・世代間の交流の促進などにより、地区コミュニティの維持を図ってまいります。

○防災の分野では、

火山や地震、豪雨、豪雪など自然災害への備えるため、危機管理体制の確立を目指しますとともに、国土強靱化地域計画の策定、自然災害防止対策事業の活用など、緊急対策を実施してまいります。

また、消防団活動の充実や防災ワークショップの開催、総合的な防災マップの作成、さらには、防災無線等による確実な情報伝達、東京都杉並区をはじめとする災害時相互援助協定、自治体との支援・受援体制の強化など、防災・減災対策を推進してまいります。

○行財政の分野では、

公共施設個別施設計画に基づく、計画的な改修や修繕により施設の長寿命化を図ります。税徴収の強化と経費節減など、自主財源の確保に取り組み健全な財政運営を目指します。

また、広報広聴活動にも力を注ぎ、村民参画型のむらづくりを目指してまいります。

このような基本的な考えのもと、予算編成を行いました結果、令和二年度の一般会

計当初予算案は、総額で三十億九千二百三十二万一千円となり、前年度と比較しまして、八千七百五十九万九千円、二・九%の増となりました。

(議案説明)

報告第1号は、第27期株式会社ラビスパ事業報告及び決算書についてであります。株式会社ラビスパの平成30年11月1日から令和元年10月31日まで第27期の事業内容及び決算について、地方自治法の規定に基づき議会に報告するものであります。

議案第2号は、

北塩原村行政区設置条例の一部を改正する条例についてであります。地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律により、特別職非常勤職員の要件の厳格化と会計年度任用職員制度が導入されたところであります。

法改正に伴い、行政区長は、特別職非常勤職員の要件に該当しないことから、従来と同じ内容の報償及び費用弁償について規定するものであります。

議案第3号は、

特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてであります。法改正により、特別職非常勤職員の要件が厳格化されたことに伴い、該当しない行政区長と社会教育指導員の職について整理するものであります。

議案第4号は、

固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例についてであります。

委員会が書面審理を行う場合において、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用した弁明書の提出について追加するものであります。

議案第5号は、

北塩原村道路占用料徴収条例の一部を改正する条例についてであります。道路法施行令の一部改正をふまえ、道路占用料の改定を行うものであります。

議案第6号は、

令和元年度北塩原村一般会計補正予算第6号についてであります。

歳入歳出から九百十五万一千円を減額し、歳入歳出予算の総額を三十億五千十七万五千円とするものであります。

主な内容は、

- 人件費精査による減額 六百九十六万円
- 公共施設維持補修基金積立金 二千五百万円
- 個人番号カード交付金 十三万九千円
- 補助事業確定に伴う返還金 八百八十万円などであります。

議案第7号は、

令和元年度北塩原村国民健康保険事業費特別会計補正予算第3号についてであります。

歳入歳出それぞれ一千九百万円を追加し、歳入歳出予算の総額を三億九千三百三十五万三千円とするものであります。

主な内容は、療養給付費の増加による保険給付費の増額一千八百六十二万五千円などであります。

議案第8号は、

令和元年度北塩原村特定環境保全下水道事業特別会計補正予算(第1号)についてであります。

裏磐梯浄化センター汚泥棟電気設備改築設計業務につきまして、台風十九号による災害復旧事業の関係から、業務の一時中止を指示したことから事業を繰り越しするものであります。

議案第9号は、

令和元年度北塩原村介護保険事業特別会計補正予算(第3号)についてであります。

歳入歳出から、四百五十七万九千円を減額し、歳入歳出予算の総額を三億九千二百二十七万一千円とするものであります。

主な内容は、人件費、介護サービス給付費の精査による減額であります。

議案第10号は、

令和元年度北塩原村後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)についてであります。歳入歳出それぞれ四十四万一千円を追加し、歳入歳出予算の総額を二千八百十三万九千円とするものであります。

主な内容は、保険料の増加による後期高齢者医療広域連合納付金であります。

議案第11号から議案第18号までは、令和二年度の一般会計と7つの特別会計の当初予算案であります。

以上、報告1件 議案17件の概要をについて申し上げましたが、詳細につきましては、担当課長に説明をさせますので、ご審議の程、よろしくお願いを申し上げまして私の挨拶といたします。(村長降壇)